

鴨川景観対策（エアコン室外機等対策）ガイドライン

京都府

平成26年3月

目次

1	鴨川における景観形成について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ガイドラインの役割・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	格子の設置及び色塗りをする場合の形状等・・・・・・・・	2
4	参考目安色・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	参考条例等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	・京都府鴨川条例（一部抜粋）	
	・京都市市街地景観整備条例（一部抜粋）	
	・（京都市）都市計画に定める建築物の形態意匠の制限（一部抜粋）	

1 鴨川における景観形成について

鴨川については、その河川環境を安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として京都府鴨川条例（以下「条例」という）を平成19年度に制定し、様々な取り組みを進めています。

鴨川は川そのものと、川沿いの人の営み、山並み等の自然が一体となって京都を代表する景観を形成しており、中でも、鴨川納涼床は京都の夏の風物として、情緒豊かな景観を形成していることから、条例では第14条において「知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。」と規定し、鴨川納涼床審査基準に基づき、景観対策が行われているところです。

また、京都市市街地景観整備条例においても、この区間は美観地区に指定されており、良好な景観形成が求められています。

このように、二条大橋から五条大橋までの区間について、鴨川に面する建築物については、建築物等のデザイン、エアコンの室外機、物干台、看板等に関して良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められています。

2 ガイドラインの役割

鴨川に面し設置されているエアコンの室外機等は、伝統的な意匠を基調とした鴨川納涼床審査基準と色彩等の点において不調和があり、良好な景観形成の阻害要因となっています。




そのため、このガイドラインにより、二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸について、エアコンの室外機等への景観対策の基準を定め、鴨川の修景を図ります。

3 格子の設置及び色塗りをする場合の形式等

二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸において、室外機等を建造物の本体と調和させるため、室外機等の前面に格子の設置、色塗り施工を行うにあたり、形状、素材及び色は、次のとおりとします。

① 形状

次の3種類からの選択又は組み合わせとします。（格子形状は縦格子）

a 個別型	
b 帯型	
c 色塗り型	

② 素材

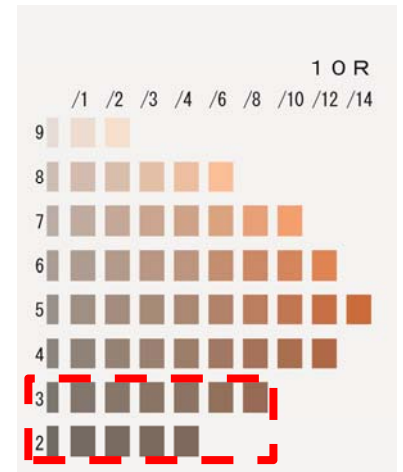
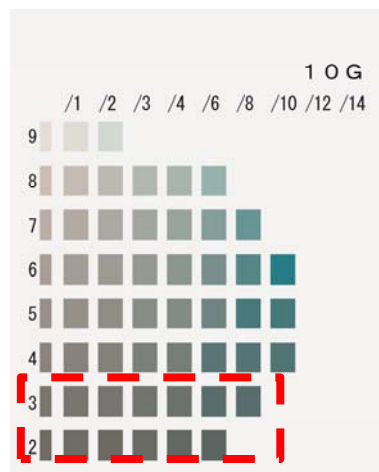
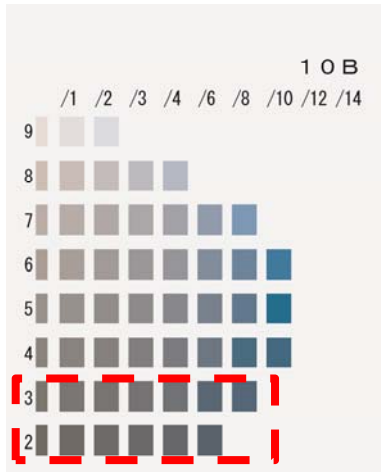
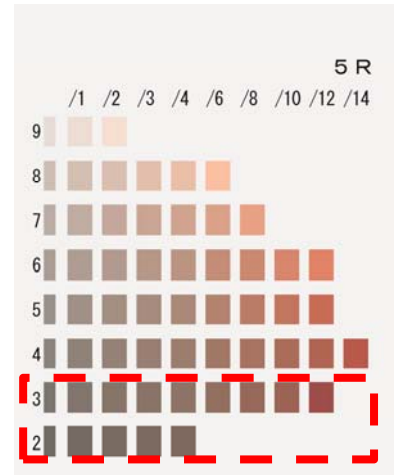
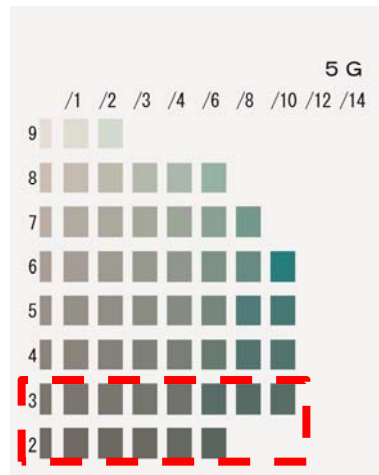
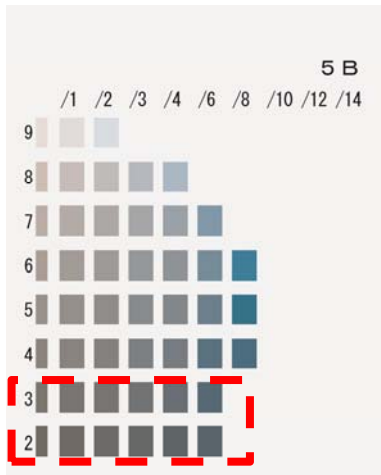
① の a、b については、木製又は金属製とします。


① の c については、耐久性、耐水性の高い塗料とします。

③ 色

色については、明度3以下とします。ただし、着色していない自然素材については、この限りではありません。

4 参考目安色（明度3以下）



 明度3以下の範囲

注) 当ガイドラインに表示される図の色はあくまで参考であり、正確なマンセル値*を表すものではありません。

* マンセル値：色を数値で表現する方法

5 参考条例等

京都府鴨川条例（一部抜粋）

（基本理念）

第2条 鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備及び保全は、鴨川等の歴史と文化的価値に対する理解の下で、その継承、鴨川等及びその周辺の自然的及び社会的な環境との調和、適正な利用調整並びに府民協働の推進を図ることを旨として、行われなければならない。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、鴨川等について、災害の発生の防止等、清流の保持をはじめとする良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、京都市と協調するとともに、府民、事業者等と協働するものとする。

（府民及び事業者の責務）

第4条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な河川環境の保全に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

2 府民及び事業者は、災害による被害を軽減するために災害に対する知識及び備えが重要であることを踏まえ、自ら鴨川等に係る防災意識の向上に努めなければならない。

（工作物の設置）

第13条 府は、鴨川等の区域において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。

2 鴨川等の区域において工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

（鴨川納涼床に係る審査基準）

第14条 知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。

（鴨川等の区域に隣接する土地における景観配慮）

第15条 知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。

2 知事は、前項の規定により区域を定めるときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

京都市市街地景観整備条例（一部抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地景観の整備 良好な市街地の景観の保全及び創出をいう。

(2) 美観地区 景観法(以下「法」という。)第61条第1項の規定による景観地区(以下「景観地区」という。)のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。

ア 山ろく型 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

イ 山並み背景型 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

ウ 岸辺型 良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区をいう。

エ 旧市街地型 おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた地域又は伏見の旧市街地の地域内において、生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

オ 歴史遺産型 世界遺産(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産をいう。)や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

カ 沿道型 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区をいう。

(3)～(10)略

(形態意匠等の制限)

第10条 美観地区等内における工作物(屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。)の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 土地に定着する工作物にあっては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。

(2) 建築物に定着する工作物にあっては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。

(3) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。

(4) 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。

(5) 建築物に定着する工作物にあっては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれ地域の特性に応じ、別に定める。

(京都市) 都市計画に定める建築物の形態意匠の制限 (一部抜粋)

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

9 公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

室外機景観対策補助事業

室外機の景観対策に補助金が交付されます！

鴨川は川と人の営み、山並み等が一体となり、中でも二条大橋から五条大橋の区間は京都の夏の風物として有名な鴨川納涼床もあり、情緒豊かな景観を形成しているため、平成26年3月14日に京都府鴨川条例に基づき景観配慮の要請に係る区域に指定されたところです。

この区間の室外機等については、良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められているため、京都府では、二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）に面している冷暖房機の室外機について、目隠し等の景観対策の際に、施工費等に対して一定の補助（裏面を参照ください。）を行うことといたしました。

※京都府や京都市の許可等が必要となる場合がありますので、まずは御相談ください。

【補助対象者】

二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）の河川区域に隣接する土地所有者又は使用者が構成員となっている団体（事業協同組合、町内会、自治会その他の団体）

【補助対象経費（裏面も参照ください）】

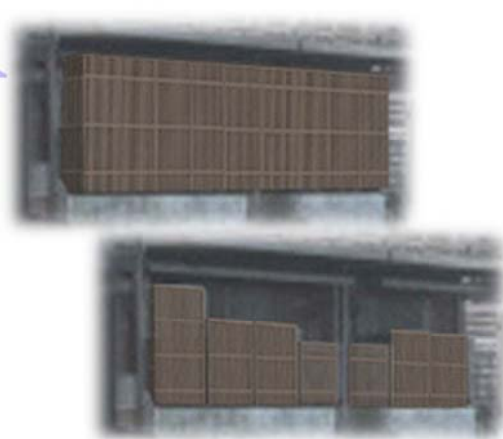
二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）に面して建物1階以下に設置されている冷暖房機の室外機に対して行われる塗装、撤去、河川区域から見るできない場所への移設、目隠しの設置に要する経費（最低自己負担額：1建物当たり1万円）

【室外機対策例】

木製（府内産木材以外）
又は金属製の目隠しの
設置に要する経費

経費の **1/2** 以内で最大
1万5千円/台の補助
（例：3万円→自己負担1
万5千円に）

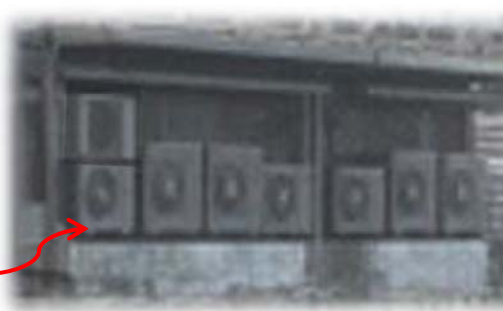
柵で囲う



木製（府内産木材
のみを使用する
場合に限る。）の
目隠しの設置に
要する経費

経費の **8/10** 以内で
最大 **3万円/台**の補助
（例：4万円→自己負担
1万円に）

色を塗る



室外機を塗装し、
かつ、木製（府内
産木材のみを使用
する場合に限る。）
の目隠しの設置に
要する経費

経費の **10/10** 以内で
最大 **4万円/台**の補
助（例：5万円→自己
負担1万円に）

塗装に要する経費

経費の **1/3** 以内で
最大 **1万円/台**の補助
（例：3万円→自己負担
2万円に）

【補助率】

〈 景 観 対 策 〉

〈 補 助 率 〉

室外機を塗装し、かつ、木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しの設置に要する経費

10分の10以内
（室外機1台当たり4万円を上限）

木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しの設置に要する経費

10分の8以内
（室外機1台当たり3万円を上限）

木製（府内産木材以外）又は金属製の目隠しの設置に要する経費

2分の1以内
（室外機1台当たり1万5千円を上限）

撤去、河川区域から見るできない場所への移設に要する経費

2分の1以内
（室外機1台当たり1万5千円を上限）

塗装に要する経費

3分の1以内
（室外機1台当たり1万円を上限）

河川計画浸水のおそれのある高さに設置されている場合などは補助の対象となりません。また、京都府や京都市の許可が必要となる場合もありますので、まずは京都府京都土木事務所へ御相談ください。

【補助金交付までの流れ】

- ① 京都府京都土木事務所に相談（補助対象かどうか、許可等が必要かどうかを御確認ください。）
- ② 申請（申請書と見積書等の必要書類を京都府京都土木事務所管理室に提出してください。）
※施工前に交付決定を受けていただく必要があります。
- ③ 補助金の交付決定
- ④ 施工（申請どおりに目隠しの設置等を行ってください。）
- ⑤ 報告（報告書と領収書等の必要書類を京都府京都土木事務所管理室に提出してください。）
- ⑥ 補助金の交付（団体の代表者の方へお振込み）

【お問い合わせ】

京都府建設交通部河川課管理担当 075-414-5284

京都府京都土木事務所管理室 075-701-0102

【補助制度の御案内】

<http://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/kasenhojyo.html>



鴨川景観対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により鴨川の良い河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、事業協同組合等が行う景観対策事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鴨川 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定により一級河川淀川水系鴨川に指定された河川をいう。
- (2) 対象室外機 冷暖房機の室外機で鴨川河川区域（鴨川に係る河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。）から容易に見ることができるもののうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める室外機をいう。
 - ア 景観配慮要請区域（条例第15条第1項の規定により知事が定めた区域をいう。以下同じ。）に設置されている室外機 河川法第24条の規定による占用許可を受けて設置されている室外機
 - イ 隣接地（景観配慮要請区域に隣接する土地をいう。以下同じ。）に定着した建築物に設置されている室外機 当該建築物の地階又は1階に設置されている室外機
 - ウ 隣接地に設置されている室外機 当該室外機
- (3) 景観対策事業 対象室外機の塗装、撤去若しくは鴨川河川区域から容易に見ることができない場所への移設又は対象室外機に対する木製若しくは金属製の目隠しの設置によって良好な景観の形成を図る事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、景観対策事業で、次に掲げる法令等に抵触しないものとする。

- (1) 河川法
- (2) 京都市風致地区条例（昭和45年京都市条例第7号）
- (3) 京都市市街地景観整備条例（平成7年京都市条例第53号）
- (4) 京都市眺望景観創生条例（平成19年京都市条例第30号）
- (5) 知事が別に定める基準

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる室外機の区分に応じ、当該各号に定める者がその構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、町内会、自治会その他の団体とする。

- (1) 隣接地に定着した建築物又は隣接地に設置された対象室外機 当該対象室外機が設置されている建築物又は土地の所有者又は占有者
- (2) 景観配慮要請区域に設置されている対象室外機 当該設置に係る河川法第24条の規定による占用許可を受けた者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、建築物1棟につき1回とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の区分ごとに補助対象経費に補助率を乗じて得た額と上限額とを比較していずれか少ない額を合計した額を限度とする。

2 補助対象経費から補助対象事業を行う建築物の数に1万円を乗じて得た額を減じた額が、前項の規定により算出した額を下回るときは、補助金の額は、同項の規定にかかわらず、補助対象経費から補助対象事業を行う建築物の数に1万円を乗じて得た額を減じた額を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、前条に規定する申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(書類の経由)

第10条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は1部とし、京都府京都土木事務所の長を経由しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月24日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象経費	補助率	上限額
1 対象室外機の塗装に要する材料費及び施工費	3分の1以内	対象室外機1台につき10,000円
2 対象室外機の撤去に要する施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき15,000円
3 鴨川河川区域から容易に見ることができない場所への対象室外機の移設に要する材料費及び施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき15,000円
4 木製（府内産木材（府内において産出された木材をいう。以下同じ。）のみを使用する場合を除く。）又は金属製の目隠しの設置に要する材料費及び施工費	2分の1以内	対象室外機1台につき15,000円
5 木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しの設置に要する材料費及び施工費	10分の8以内	対象室外機1台につき30,000円
6 対象室外機を塗装し、かつ、木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しを設置することに要する材料費及び施工費	10分の10以内	対象室外機1台につき40,000円